統計資料

第1表…刑事訴訟法第290条の2及び第290条の3の運用状況

第2表…刑事訴訟法第299条の4の運用状況

第3表…刑事訴訟法第299条の5及び第299条の6の運用状況

刑事訴訟法第290条の2及び第290条の3の運用状況

(平成28年~令和2年)

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	総数
①第290条の2	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,437	2,844	3,301	3,446	3,371	16,399
②第290条の3	証人等特定事項を明らかにしない旨の 決定をした証人等の数	4	100	141	199	105	549

- (注)1 最高裁判所事務総局の資料に基づき、法務省刑事局において作成。
 - 2 延べ数である。
 - 3 通常第一審終局事件を対象としている。
 - 4 ①の数値については、平成28年までは決定日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している (なお、平成28年以前に決定がなされ、平成29年に事件が終局したものについては、決定日を基準に計上している。)。
 - 5 ②の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

刑事訴訟法第299条の4の運用状況

(平成28年~令和2年)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	総数
第299条の4の措置をとった証人等の数	0	36	76	72	25	209
			(29)	(0)	(0)	(29)
第1項の措置をとった証人等の数	0	11	21	8	6	46
			(1)	(0)	(0)	(1)
うち 氏名のみ			0	2	U	(0)
うち 住居のみ			12	1	5	18
			(1)			(1)
うち 氏名及び住居			3	5	1	9
) JOHN CEA						(0)
第2項の措置をとった証人等の数	0	5	34	30	3	72
			(20)	(0)	(0)	(20)
うち 氏名のみ			0	0	1	1 (0)
			32	2	2	36
うち 住居のみ			(20)	_	_	(20)
うち 氏名及び住居			2	28	0	30
プラ 氏石灰い住店						(0)
第3項の措置をとった証人等の数	0	15	11	18	13	57
No XVIII E CC - Yelley (1)			(0)	(0)	(0)	0
うち 氏名のみ			5	14	8	27
					_	0
うち 住居のみ			0	1	0	1 0
			6	3	5	14
うち 氏名及び住居			U	5	J	0
After a T a 144 HH b 1 2 a feet 1 date a 144	0	5	10	16	3	34
第4項の措置をとった証人等の数			(8)	(0)	(0)	8
うち 氏名のみ			7	3	0	10
79 八名のみ			(7)			7
うち住居のみ			0	0	3	3
) J E. H. 1977		/				0
うち 氏名及び住居			3	13	0	16
			(1)			1

- (注)1 法務省刑事局による調査結果に基づき,同局において作成。
 - 2 延べ数である。
 - 3 通常第一審終局事件のうち、判決があったものを対象としている。
 - 4 当該事件の判決日を基準に計上している。
 - 5 各項の事項別の内訳については、平成30年1月1日以降に判決があった事件についてのみ把握している。
 - 6 ()内の数値は、刑事訴訟法第299条の5第1項の裁定請求がなされた証人等の数を内数として記載している。なお、この数値については、平成30年1月1日以降に判決があった事件についてのみ把握している。

刑事訴訟法第299条の5及び第299条の6の運用状況

(平成28年~令和2年)

							(1 /3/220	13 (142-17)
			平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	総数
①第299条の5	第1項の決定をした証人等の数		_	3	4	-	_	7
		第2項の条件の付与又は時 うち 期等の指定の対象となった 証人等の数	ı	1	4	1	-	5
②第299条の6	第1項の条件の付与又は時期等の指定の対象となった証人等の数			1	8	9	_	18
	第2項の閲覧・謄写の禁止又は条件の付 与若しくは時期等の指定の対象となった 証人等の数			1	1	3	-	3
		うち 閲覧・謄写の禁止の対象と なった証人等の数		1	1	-	-	-
	第3円 となっ	頁の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象 った証人等の数		1	ı	-	_	-

- (注)1 最高裁判所事務総局の資料に基づき、法務省刑事局において作成。
 - 2 延べ数である。
 - 3 通常第一審終局事件を対象としている。
 - 4 ①及び②の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。